

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成27年9月25日(金)	
場 所		宇土市役所5階第1会議室	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 上拂 耕生 委員 尾沢 安治郎 委員 伊藤 博士 委員 中村 司 委員	
	市	指名等審査会委員, 事務局(財政課契約管財係), 工事検査係	
審議対象期間		平成27年2月1日～平成27年8月31日	
抽出案件		39	(備考)
一般競争入札		0	
指名競争入札		37	
1億円以上		(0)	
5千万円以上1億円未満		(0)	
1千万円以上5千万円未満		(11)	
5百万円以上1千万円未満		(10)	
3百万円以上5百万円未満		(5)	
3百万円未満		(11)	
随意契約		2	
その他		0	
委員からの意見・質問, それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>・今回、土木工事の等級数の変更があるが、その要因はなにか。</p> <p>・同じような金額の工事で指名業者数が違うのはどういった理由からか。</p> <p>・今回、随意契約2件の計上があるが、見積業者は1社か。また、その理由は。</p> <p>・随意契約については地方自治法施行令に基づき締結していると思うが今回の2件についてどの条項に基づき対応したのか教えてほしい。</p>	<p>・年度当初に発注予定工事について調査しており、従来の格付等級で当てはめていくと、受注機会の均等化が図れないため見直しを図ったのが主な要因となる。</p> <p>・手持ち件数制限によるものや、本市に支店・営業所を構える準市内業者の指名方針により、設計金額が近い同じ等級の工事でも、指名業者数に相違が生じるといったケースも理由として考えられる。</p> <p>・1件目は施設に設置している2台の専用機械で制御・監視しているが、その内の1台が故障したもの。機械の耐用年数が10年だが、15年程経過しており、もう1台の方もいつ故障してもおかしくない状況である。該当する機械が特定のメーカーでしか受注できないためその業者に依頼したもの。</p> <p>2件目は施設の暖房用の埋設タンクの配管が経年劣化で欠損しており、破損箇所から重油が流出していることが施設の定期検査で判明。環境上の問題から重油の流出を早急に対応しなければならないため、同施設の定期検査をしている専門業者に依頼した。</p> <p>2件とも見積は1社である。</p> <p>・1件目について「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないもの」を適用。今回発注する機械が特定のメーカーしか取り扱えないものであるため。</p> <p>2件目について、「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の緊急の必要によ</p>

	り競争入札に付することができないとき」を適用。重油流出による汚染の拡大を早急に抑えなければならないため。
--	--

2 指名停止措置等について

【事務局より、期間内の指名停止措置、指名回避措置についての説明】

質問及び意見	回 答
・特になし	

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案3件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件 名	入札等方式	指名競争入札：指名業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者	条件付一般競争入札：参加資格設定理由	
1	宇土終末処理場1次消化槽更新電気設備工事(その2) (対象案件の中で最も契約金額が高く、最も落札率の低い案件)	指名競争 市外17社	「指名審査方針」による。 今回対象となる工事の内容が電気工事の有資格者であればどの業者でも施工できる内容ではない特殊なもの、電気工事の有資格者で本工事と同種工事の実績を有する。	78.55
2	平成27年度 宇土マリーナ浚渫工事(対象案件の中で2番目に契約金額の高い案件)	指名競争 市内13社	「指名審査方針」による。 土木一式工事であり、市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	96.55
3	境目児童公園便所改築工事 (対象案件の中で最も落札率の高い案件)	指名競争 市内7社	指名審査方針による。 建築一式工事であり、市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	99.76

質疑内容

①宇土終末処理場1次消化槽更新電気設備工事(その2)の指名業者が全て市外業者であるのは何故か。	①業者選定にあたり、工場設備一式工事に精通している同種工事の実績を求めている。地元の電気工事業者で実績ある業者はない。また、選定の指標として日本下水道事業団が作成している電気工事の評価点数を用い、他所の事例をみながら1000点以上の業者を適正な工事ができ
---	---

<p>②この工事に関連している「平成26年度 宇土終末処理場1次消化槽更新電気設備工事（その1）」も同じ電気工事であったが、条件付き一般競争入札であった。その1は地元業者が参加できる内容であったのか。</p> <p>③その2の工事は、その1工事に関連した配管配線等の工事とあるが、一般的に配管配線であるその2工事の方がその1より容易で参加しやすいものと思うが特殊なものなのか。</p> <p>④境目児童公園便所改築工事の入札結果で下位2社は予定価格と同額で、落札した価格も予定価格との差が27,000円と僅差である。この工事は業者にとって儲けがないものなのか。</p> <p>⑤設計金額（予定価格）自体が低かったのか。また、トイレはどういったものか。</p>	<p>る業者としての線引きしたところ地元の業者は全て1000点未満であった。</p> <p>②その1の参加条件は ○九州管内に、営業所を有すること。 ○経営事項審査における電気工事の総合評定値が1,000点以上であること。 ○平成15年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、全体計画汚水量：10,000m³/（日平均）以上の下水道法（昭和33年法律第79号）に定める終末処理場に係る電気工事を元請として施工した実績を有すること。 ○1級電気施工管理技士の資格を有する者を監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること等を条件として公募したところ、市外3社から応札。市内業者の参加はなかった。条件からすると市内業者の参加は難しい。</p> <p>③下水道処理施設内の電気系統は一般的な電気配線工事と異なり専門性が高く、日本下水道事業団の許可を受けている点も選定に考慮している。</p> <p>④工事発注にあたり、境目児童公園便所の利用頻度が高いため工期をできるだけ短い期間で設定しなければならず、また、公園の景観上の問題も考慮して既存のユニット型のトイレを設置するよう設計。ただ、ユニット型のトイレは受注生産となるためメーカーからの値引きが難しく、また、既に生産された2次製品を設置する内容であるため全体的に工事の諸経費率が低い。以上の要因により業者にとっては厳しい状況になったと推測している。</p> <p>⑤設計額を積み上げる段階で業者にとっては厳しかったと思う。トイレは男性が小便器2器、大便器（洋式）1器。女性が洋式2器。多目的トイレ1器で総面積20m²になる。</p>
---	--

(閉会)